

広島県税条例及び法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

### 広島県条例第三十六号

#### 広島県税条例及び法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例

(広島県税条例の一部改正)

第一条 広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「均等割額によつて」の下に「、第四号の二に掲げる者に対しては法人税割額によつて」を加え、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 法人課税信託(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。)の引受けを行うことにより法人税を課される個人で県内に事務所又は事業所を有するもの

第三十四条第四項中「行うもの」の下に「又は法人課税信託の引受けを行うもの」を、「当該収益事業」の下に「又は法人課税信託の信託事務」を加え、同条第五項中「(昭和四十年法律第三十四号)」を削り、「収益事業」の下に「又は法人課税信託の信託事務」を加え、同条第六項中「含む。」の下に「又は法人課税信託の引受けを行うもの」を加え、「これに」を削る。

第四十五条第二項中「(法人税法第八十二条の八第一項又は第八十二条の十第一項の申告書に係る法人税額を除く。)」を削る。

第四十六条の二第二項第一号中「、第八十二条の八第一項(同法第四百四十五条の八において準用する場合を含む。)、第八十二条の十第一項(同法第四百四十五条の八において準用する場合を含む。)」を削り、「第四百四十五条の十二」を「第四百四十五条の五」に改める。

第四十六条の十八第一項中「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に改める。

第四十七条第一項第一号中「及び第三号」を削り、同号口中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第五項各号」に改め、「法人でない社団又は財団」の下に「、第四項に規定する個人」を加え、「第二条第十九項」を「第二条第十二項」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第二項中「第七十二条の二第七項から第九項まで」を「第七十二条の二第八項から第十項まで」に改め、同条第三項中「いう。」の下に「又は法人課税信託（法人税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。）の引受け」を加え、同条に次の一項を加える。

4 法人課税信託の引受けを行う個人には、第二項の規定により個人が行う事業に対する事業税を課するほか、法人とみなして、法人が行う事業に対する事業税を課する。

第四十八条第一項第一号中「及び第三号」を削り、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第二項中「、各特定信託の各計算期間の所得」を削る。

第五十条第一項中「特定信託の受託者である法人が行う信託業（特定信託に係るものに限る。）並びに」を削り、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、同項第一号二を削り、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 特別法人 各事業年度の所得及び清算所得に百分の六・六を乗じて得た金額

三 その他の法人 各事業年度の所得及び清算所得に百分の九・六を乗じて得た金額  
第五十条第四項を同条第三項とする。

第五十二条第一項中「若しくは」を「又は」に、「第七十二条第五号」を「第七十二条第四号」に改め、「又は各特定信託の各計算期間に係る特定信託所得割（同条第四号に規定する特定信託所得割をいう。）」を削り、同項第一号中「又は各計算期間」を削り、同項第二号中「又は計算期間」を削る。

第五十二条の五中「第七十二条の二第九項第一号から第五号まで」を「第七十二条の二第十項第一号から第五号まで」に改める。

第五十五条の二第一項中「事業者（同法）を「事業者（消費税法）」に改め、「免除される事業者」の下に「（同法第十五条第一項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、同条第三項に規定する受託事業者及び同条第四項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務がすべて免除される事業者に限る。）」を加え、同条第二項及び第三項中「本節」を「この節」に改め、同条第四項中「本節」を「この節」に、「本項」を「この項」に改める。

附則第六条第一項中「、証券投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第

四項に規定する証券投資信託及びこれに類する同条第二十八項に規定する外国投資信託」を「又は証券投資信託（同法第二十一条第二項第三号に規定する証券投資信託）」に改め、「若しくは特定投資信託（法人税法第二十九条の三イに掲げる信託をいう。以下この条において同じ。）を削り、「所得税法第九条第一項第十一号」を「同法第九条第一項第十一号」に改め、「又は特定目的信託（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的信託をいう。以下この条において同じ。）の収益の分配」を削り、「所得税法第二十四条」を「同法第二十四条」に改め、同項第一号中「、特定株式投資信託」を「又は特定株式投資信託」に改め、「又は特定投資信託」及び「及び特定目的信託の収益の分配」を削る。

附則第六条の四第一項第二号口中「附則第十一条の二の九」の下に「及び附則第十一条の二の十」を加え、同項第三号中「第四十一条の二の二」の下に「、第四十一条の三の二」を加え、「若しくは第四十一条の十九の二」を「、第四十一条の十九の二若しくは第四十一条の十九の三」に改める。

附則第十条の二第二項中「第三十一条の二第二項第十一号から第十六号まで」を「第三十一条の二第二項第十二号から第十七号まで」に改め、同条第三項中「第三十六条の五から第三十七条まで」を「第三十六条の五、第三十七条」に改め、同条第四項中「第三十一条の二第二項第十一号から第十六号まで」を「第三十一条の二第二項第十二号から第十七号まで」に改める。

附則第十条の二の二中「第三十一条の二第二項第十一号から第十六号まで」を「第三十一条の二第二項第十二号から第十七号まで」に改める。

附則第十一条の二の二中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第二条第二十項に規定する有価証券先物取引」を「第二十八条第八項第三号イに掲げる取引」に改める。

附則第十一条の二の五第四項第二号中「証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引」を「金融商品取引法第二十八条第八項第三号イに掲げる取引」に、「証券業者」を「金融商品取引業者」に改める。

附則第十一条の二の九第三項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

附則第十一条の二の十中「同条第四項第二号イ」を「同条第三項第二号」に改め、同条を附則第十一条の二の十一とし、附則第十一条の二の九の次に次の一条を加える。

（保険料に係る個人の県民税の課税の特例）

第十一条の二の十 県民税の所得割の納税義務者が支払った又は控除される保険料（租税条約実施特例法第五条の二第一項に規定する保険料をいう。）については、法第三

十四条第一項第三号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。

附則第十三条第三項中「第三条第一項」を「第五条第一項」に、「第四条第一項」を「第六条第一項」に、「第五条第一項」を「第七条第一項」に、「第五條の二第二項」を「第八条第一項」に、「又は同法第六条第一項」を「、同法第九条第一項」に、「第七条第一項」を「第十条第一項」に、「を受けた日」を「、同法第十一条第一項の認定（同法第十二条第一項の規定による変更の認定を含む。）又は同法第十三条第一項の認定（同法第十四条第一項の規定による変更の認定を含む。）を受けた日」に改め、同条第四項の表第六十五条第一項の部第六十四条第一号から第三号までに掲げる事項及び住宅の取得予定年月日を記載した申告書に当該土地の上に、当該土地を取得した日（法第七十三条の二十四第三項の規定の適用がある場合にあつては、最初に土地を取得した日とする。）から二年以内に法第七十三条の二十四第一項第一号に規定する住宅を新築すること又は一年以内に同条第二項第一号に規定する住宅を取得することの項中「法第七十三条の二十四第一項第一号」を「同条第一項第一号」に、「第四条第二項」を「第六条第二項」に、「第五条の二第二項」を「第八条第二項」に、「又は同法第七条第二項」を「、同法第十条第二項」に改め、「認定経営資源再活用計画」の下に「、同法第十二条第二項に規定する認定技術活用事業革新計画又は同法第十四条第二項に規定する認定経営資源融合計画」を加える。

（法人の県民税の特例に関する条例の一部改正）

第二条 法人の県民税の特例に関する条例（昭和五十年広島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「並びに各特定信託の各計算期間分」を削る。

第三条第一項中「並びに各特定信託の各計算期間分」を削り、同条第四項中「若しくは同法第八十二条の八第一項（同法第百四十五条の八において準用する場合を含む。）」を削り、「若しくは連結事業年度又は計算期間」を「又は連結事業年度」に、「若しくは当該連結事業年度」を「又は当該連結事業年度」に改め、「又は当該計算期間の前計算期間」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、信託法（平成十八年法律第百八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中広島県税条例附則第六条の四第一項第二号口及び附則第十一条の二の九第三項の改正規定並びに附則第十一条の二の十を附則第十一条の二の十一とし、附則第

十一條の二の九の次に一條を加える改正規定 公布の日

二 第一條中広島県税条例附則第六條の四第一項第三号、附則第十條の二及び附則第十條の二の二の改正規定 平成二十年四月一日

三 第一條中広島県税条例第四十六條の十八第一項の改正規定、第四十七條第一項第一号口の改正規定（「第二條第十九項」を「第二條第十二項」に改める部分に限る。）並びに附則第十一條の二及び附則第十一條の二の五第四項第二号の改正規定 証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）附則第一條に規定する政令で定める日

四 第一條中広島県税条例附則第十三條の改正規定 産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十六号）附則第一條本文に規定する政令で定める日

（県民税、事業税及び地方消費税に関する経過措置）

第二條 第一條の規定による改正後の広島県税条例（次項において「新条例」という。）第三十四條、第四十五條、第四十六條の二、第四十七條、第四十八條、第五十條、第五十二條、第五十二條の五及び第五十五條の二並びに第二條の規定による改正後の法人の県民税の特例に関する条例第二條及び第三條の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生じる信託（遺言によってされた信託にあつては同日以後に遺言がされたもの）に限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第九号）第三條第一項、第六條第一項、第十一條第二項、第十五條第二項、第二十六條第一項、第三十條第二項又は第五十六條第二項の規定により同法第三條第一項に規定する新法信託とされた信託（以下この項において「新法信託」という。）を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあつては同日前に遺言がされたもの）を含み、新法信託を除く。）については、なお従前の例による。

2 新条例附則第六條第一項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が信託法の施行の日以後に同項に規定する配当所得を有することとなる場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に第一條の規定による改正前の広島県税条例附則第六條第一項に規定する配当所得を有することとなる場合については、なお従前の例による。